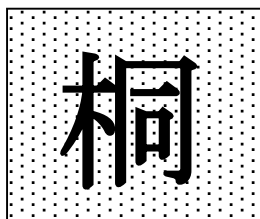


大東文化学園
教職員組合連合機関紙
第 1043 号
2011 年 11 月 14 日発行



E-MAIL: daito-un@boreas.dti.ne.jp
http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/
p/f (03) 3935-9505

本号の内容

◆◆ 2010/2011 年度大東文化大学教職員組合定例総会に
ご参加をお願いいたします！ ◆◆

＜春闘第 5 回団体交渉報告＞ アルバイト職員への交通費支給と
臨時嘱託職員の忌引き休暇等拡充を強く要求。11 月半ばの回答が約される。

◇ 外国語学部におけるセクシュアル・ハラスメント問題から
私たちは何を学ぶうるか：教授会での徹底的な討議を望む ◇

■■大学組合組合員のみなさまへ■■

2010/2011 年度大東文化大学教職員組合 定例総会にご参加をお願いいたします！

11 月 28 日(月) 18 時半より板橋校舎 2 号館 0219 会議室において

大学教職員組合 2010/2011 年度定例総会を開催します。本年度の活動の総括と、次年度に向けた活動方針の決定および新執行委員の選出を行いますので、万障お繰り合わせのうえご出席下さいますようお願いいたします。

当日は討議時間を確保するため、執行委員会からの報告は簡略化する予定でありますので、お送りした議案書に事前に目を通していただければ幸いです。また、規約ほかの改正案を別紙にて同封させていただきました。こちらも併せてご検討くださいますと、総会当日お持ちくださいますようお願いいたします。出欠票兼欠席なさる場合の委任状ハガキは出欠に関わらず必ずご返送下さいますようお願いいたします。なお、ご欠席の方は是非ともご意見をメールその他で組合書記局までお寄せ下さい。(書記局)

＜春闘第 5 回団体交渉報告＞

アルバイト職員への交通費支給と

臨時嘱託職員の忌引き休暇等拡充を強く要求。

11 月半ばの回答が約される。

春闘案件のうち残された重要課題について、事務局長交代後初の団体交渉を行った。以下に簡単に内容をご報告する。

2011 年 10 月 31 日（月）午後 6 時 35 分～9 時 15 分

理事会側：学務局長・事務局長(兼総務部長)・管理部長・財務部長・管理課長・人事課長ほか 2 名

組合連合側：委員長・副委員長・書記長・大学執行委員 3 名・高校執行委員 3 名

① 学園の防災対策について

連合：懸案の防災対策（ハザードマップや避難マニュアルの作成、備蓄品等）は怎么样了のか。

理事会：ハザードマップとマニュアルについては、他大学のものを参考にしながら現在検討中である。年度末までには整備したい。備蓄は、カロリー・メイトが板橋に 4000 食、東松山に 5000 食を備え、さらに防寒シートを用意した。また、簡易トイレの予算化を現在図っている。

連合：避難の際に、高校ではどのように対処すればいいのか。

理事会：安否確認や誘導など、高校や幼稚園では大学と対応が異なる。各々で協議して対応してほしい。現在、防災管理規定に基づいて学園が動き出したところである。例えば、全学生に「緊急避難先届」を提出させる案なども検討されている。

連合：現場に丸投げせずに、学園で危機管理コンサルタントを招いて現場を視察させ、アドバイスをもらうことなども検討してはどうか。東松山校舎の避難訓練はどうするのか。

理事会：時間と人員が足りずに苦慮している。新設された委員会が一度も開催されていない状況でもある。専門家の知恵を借りて早々に進捗を図る。東松山校舎の避難訓練は年度明け（5 月あたり）に持ち越すだろう。

②センター試験への対応について

連合：委託業務としてセンター入試本部より約 1000 万円の委託費を受け取っている。これまでの議論を踏まえ、組合としては一人あたり 1 万円のセンター入試手当を要求したい。

理事会：収支では赤字なので、手当というかたちでの支給は現時点では考えられない。

連合：他大学（たとえば慶応や早稲田）では、センターからの委託費の中で人件費やその他の費用を支給し、すべて賄っている。長く議論したことでもあるし、そろそろ何らかの結論を出すべきではないか。

理事会：手当としては無理だが、宿泊費の補助ということなら前向きに考えたい。2 週間ほど時間がほしい。後に書面で回答したい。

③嘱託・臨時職員の忌引き休暇・隔週休暇について

連合：嘱託・臨時職員の業務の形態は、外から見ると専任職員と見分けがつかないように見える。しかし待遇を考えると休暇日数などで差が大きい。専任職員と同様に忌引休暇や隔週休暇を与えるべきではないか。

理事会：専任職員同様に働いている人もいるが、そうでない人もいる。一律に扱うことはためられる。導入して間もない制度でもあるので、もう少し見極めたい。なお、先般の労使協定による「しぼり」のため、臨時職員の異動がしにくくなった。そのため長くいる臨時職員に専任職員が教えを乞うという事態も生じており、必ずしも良い結果だけを生まないことを指摘しておきたい。

連合：協定は臨時職員の異動を禁じたわけではない。双方納得のいくかたちであれば、異動に踏み切ればよいのではないか。休暇嘱託・臨時職員に忌引き休暇を与えることによって学園が失うものは何か。

理事会：休暇嘱託・臨時職員に忌引き休暇を与えることによって学園が失うものは何もない。

④アルバイト職員交通費について

連合：アルバイトへの交通費が部署によって支払われている場合とそうでない場合がある。

理事会：勤務年限の長い人には、雇用時の事情（他に応募者がいなかった等）があつて交通費を支払っている。

連合：公平性という点で問題である。1 日の上限を決めて全員に支払う、また自転車の人には一定額を支給するなどの方策はないのか。

理事会：不公平感があつて問題であることは認識している。人事課とよく検討してみる。前向きに考えたい。2 週間ほど後までには文書で回答する。

⑤非常勤講師に対する健康診断について

連合：健康で働く権利を守り、学内の衛生を管理をするため、学生や専任教職員だけではなく、(本務校の無い) 非常勤講師にも年度初めの健康診断を実施すべきである。

理事会：なぜ他大学でなく本学で率先して実施しなければならないのか納得いかない。

連合：全学生と全教職員の健康を守るために、学園は積極的に働きかけるべきではないか。本学で教育業務にあたっている教員に対して、他大学等での受診の機会があるなら他大学等で受診すればよいという態度で臨むのはよくない。

理事会：受診の完全義務化を考えているのか、また現行の 3 日間の受診日程を伸ばすのか。もしそうなら、かなりの人員と金額が必要となるだろう。

連合：最初は任意でよいだろう。とすればあまり人数も増えないと見込まれる。日程も現行に合わせて前期のみ 3 日間で実施すればよい。できる範囲で実施することを提案したい。

理事会：検討課題としたい。

⑥ロースクール存廃について

連合：組合としてはロースクールの存続を含めた再検討を要請している。本学のロースクールをめぐる厳しい現状を、学園側はどう認識しているのか。

理事会：理事会でも「これからどうするのか」という声が上がった。学園としては、まず執行部でこの問題の「学習会」をすることとした。それからスクールの存廃あるいは縮小を含めて協議し、できれば年度末に何らかの方針を出したいと考えている。

⑦高校の部活指導手当について

連合：以前打ち合わせた高校担当常務との話し合いはどうなっているのか。

理事会：事務局長が代わったのでまだ進行していない。

連合：かねてより懸案のクラブ指導手当の問題など早急に話し合いたい。

理事会：近日中にぜひ場を設けたい。校長・教頭・事務長と高校の組合三役が出席する会合となるだろう。

以上、簡単ながら内容をご報告する。詳細は割愛するが、このほか、医専廃校に伴う諸課題、外国語学部セクハラ問題について若干の確認を行った。

前回団交から 9 週間を経ての団交であったにも関わらず、理事会側の検討は遅滞しており、今回団交においても明快な回答を用意できていなかった。誠に遺憾であるが、2 週間以内に寄せられるとされた書面回答の内容を吟味し、引き続き交渉に臨みたい。(文責：Y・B、R・M)

外国語学部におけるセクシュアル・ハラスメント問題から 私たちは何を学びうるか

－ 教授会での徹底的な討議を望む －

外国語学部におけるセクシュアル・ハラスメント問題に関する大東文化学園ハラスメント調査検討委員会報告書（全二部）が 5 月、理事長と学長に提出され、ようやくその第 2 部「改善提案」が各学部教授会で報告、審議される運びとなった。そこでこの機会に、大学教職員組合の代表として前記検討委員会報告書の作成に関わった者として、報告書の意義と今後の課題について簡単に報告し、各学部教授会での徹底的な討議を呼びかけたい。

<この間の経緯、問題の所在と組合の立場>

2007 年 7 月に外国語学部において発生したセクシュアル・ハラスメント問題においては、セクシュアル・ハラスメントの訴えについての調査・調整を担う機関と、教職員の懲戒にかかわる審査機関との間に事実認定における齟齬が生じた。学生からの訴えを受理したセクシュアル・ハラスメント問題調整等委員会（当時）はその調査・調整結果に基づいて、学生の訴えに妥当性を認め、理事長宛にセクシュアル・ハラスメント対応基本規則第 6 条（当時）に基づく通知（以下「6 条通知」と記す）を行った。一方、これを承けて外国語学部教授会に設置された調査委員会は、セクハラの有無不明という結論を教授会に報告し、そのまま教授会は懲戒に関わる票決を行った。票決結果は当該教員への厳重注意処分を求めるものとなり、処分は既に行われた。しかし、この事案は、学園・大学のハラスメント案件への対処において、少なくとも制度上何らかの不備があったことを示しており、組合は特殊にこのケースの検証と制度の改革を求めてきた。（『桐』1024 号、1025 号、1027 号、1029 号、1030 号、1032 号、1034 号、1035 号参照。）

2011 年 1 月 31 日に学園に設置された大東文化学園ハラスメント調査検討委員会（以下、検討委員会と略）には、執行委員会から 2 名の委員を派遣し、検証作業と制度改革提案作業の実務を担った。2011 年 5 月 18 日に理事長・学長宛に提出された報告書は、10 月 17 日の大学評議会にその後半部分（第 2 部）が開示され、以降各教授会における開示も始まった。ここでは、制度改革が実りあるものとなることを願って、組合員に委員会作業の報告をするとともに、今後の課題の整理を試みる。

なお、本事案に関わって組合は、2010 年 5 月 24 日発行『桐』1024 号から 2011 年 2 月 9 日発行 1035 号まで一貫して「外国語学部『セクハラ』対応問題」ないしは「外国語学部セクハラ対応問題」

等と表記し、セクハラの有無を断定する記述を慎重に避けてきたが、後述のとおりセクシュアル・ハラスメント問題調整等委員会（以下「問調」と記す）の 6 条通知（当時）の妥当性が確認できて以後の 2011 年春闘要求書（4 月 22 日提出）からは、「外国語学部セクハラ問題」と表記を改めた。本稿のタイトルもこの立場に拠るものであることをまずご報告しお断り申し上げる。

＜検討委員会による検証が明らかにした学園対応・学部教授会審査の問題点＞

検討委員会は理事長からの以下二点についての委嘱を受け、作業を行った。第一に求められたのは外国語学部セクハラ疑惑事案の検証であり、第二は検証を通して明らかになった問題の再発防止に向けた提言である。5 月 18 日に提出された同委員会の報告書はこれに応じて二部構成とされた。

セクハラ疑惑事案検証においては、問調による調査報告書のうち音声資料を除く報告資料の全てと外国語学部の調査委員会の報告書及びその報告ならびに懲戒に関わる投票が行われた教授会議事録を精査した上で、当時の関係者計 7 名のヒアリング計 8 回を行った。また、ヒアリング対象となった関係者及び当時の所属部署等から新たに資料提供を受け、ヒアリング内容とともにこれらを精査した。これら全てを比較対照し検討した結果、問調による調査と外国語学部調査委員会の調査の質的な差異及びそれに由来する調査結果内容の差異の細部が明らかになった。

以上の詳細については報告書第 1 部「外国語学部セクシュアル・ハラスメント疑惑事案の検証」で述べられている。この第 1 部は非公開とされているため、ここでは結論を記すに留める。検討委員会は、問調が学生の訴えの細部や事件発生以前・以後の学生の状況を綿密に調査すると同時に、行為者による「説明」及び提出資料も豊富に得るとともに、セクハラ発生場面に関わる第三者の証言を得ていたことを確認した。ちなみに第三者の証言があったことについては、この検証委員会設置に先立って既に学長・学務局長と組合との協議の場で学長が明らかにしていた（『桐』1034 号参照）。そして検討委員会は、問調が問調調査に対する行為者の発言等に学生の訴えの正当性を覆すに足る内容がなく挙証責任が果たされていないことを認定し、学生の訴えのとおりセクハラ行為が行われていた蓋然性が極めて高いと認識して 6 条通知を行った対応を、正当と判断した。一方、外国語学部の調査委員会の調査については、第三者の証言を得ることに失敗したのみならず、事件発生前後の学生の状況に関する調査及び行為者の「説明」に関する検証その他のプロセスにおいて、甚だしい疎漏と判断の錯誤が複数存在し、それらが重層してセクハラの有無不明とする結論が導かれていたと認定した。実質 1 ヶ月という短期間での調査を迫られた点で両委員会は共通する状況にあったが、検討委員会は遺憾ながら両者の調査の質には著しい違いがあるとの判断を下した。

また、関係者 7 名のヒアリング結果及び検証にあたって新たに得られた資料を含む資料からは、6 条通知（現 7 条通知）が発せられる以前・以後を通して、加害者・被害者の所属学科、外国語学部及び大学・学園の対応にいかなる問題点があったかを明らかにするに至った。即ち、本事案の処理が長引いた原因（2007 年 7 月の事案発生から問調による調査開始まで 28 カ月を要した原因）、

問調調査の結果と学部調査委員会の調査結果に齟齬が生じた原因、懲戒審査機関たる教授会の運営に関する問題点 5 点ほかの詳細である。さらに、セクハラ相談の手続き案内窓口となる部署全てに対して、セクハラ相談があった場合の対処について実地調査及び意識調査を行い、窓口対応の現状把握がなされた。

＜改善提案の意義と背景＞

この委員会の最終目的は、関係者の責任追及ではなく、再発防止に向けた学園全体としての取り組み強化と万一不幸にして事案が生じた場合の迅速かつ適切な対処のための具体策を提言することにあつた。問題点の洗い出しの結果としての報告書第 1 部を踏まえて、第 2 部においては、事件再発防止体制に関する提言ならびに懲戒審査における制度的欠陥を克服するための改革に関する提言がなされた。懲戒審査におけるいわゆる「二審制」提案、懲戒審査にあたる調査委員会のメンバー構成の原則の提案、ハラスメント対応に関わる学園構成員の意識向上を図る研修制度の提案である。第 1 部において細部に踏み込んだ内容の記述がなされたと同様、第 2 部においても研修の実効性を確保するための具体的方略の提言までもがなされ、充実した内容の報告書となった。今後はこれらの提言が着実に実現に向かうよう、さまざまな機会において全学構成員の議論が活発になされ、制度改革が進展することを期待したい。

問調の調査と外国語学部教授会の調査の質の違いをもたらしたものは何だったのか。一つは、開示済みの報告書第 2 部に明示されたように、当事者の所属学科の学科主任が学部の調査委員会の委員長となっていたことをはじめとする「これまで往々にしてみられた仲間意識による庇い合いや馴れ合い調査・審査」を発生させる、教員自身の意識の問題である（ハラスメント調査検討委員会報告書第 2 部「改善提案」1. 現行制度の改善 参照）。これらは、調査にあたつた委員が証拠評価に習熟していたか否かという問題以前の、そしてそれとは全く別の、根本的問題である。

また、さらにこれとは別に、ハラスメント事案に対する教職員個々の意識の低さとして検討委員会に認識された問題があり、それがハラスメント防止委の機能向上、問調委員の意識向上、相談手続き案内窓口となる部署の意識向上、教職員の研修の充実による意識向上のための制度改革の提案に反映された。

懲戒に関わる新制度が実現されることによって直ちに改善されうるのは、ハラスメント事案発生後の事後処理の問題であつて、事案の発生そのものを未然に防ぐために必要不可欠なのは、粘り強く不断に行われる啓発活動である。これらについての提言を具現化させ、新制度の内実を確かなものにするための第一歩は、本事案からの教訓を学園構成員個々が真に内面化することであろう。

検討委員会報告書第 2 部が各教授会において開示され始めた現在、各教授会においてこれをめぐる真摯な議論が尽くされ、検討委員会からの提案による新システムについての理解が進むことを心

から願う。とりわけ当事者学部である外国語学部には、自らの判断のプロセスと結果を丁寧に吟味し直し、本事案を理解し直す姿勢が求められる。そして本事案においてそれは、当事者学部に対する学園・大学からの説明責任が適切に果たされ、必要・十分な情報が開示されることによってこそ支えられるものであろう。学園・大学は当事者学部が学部自治再生を願って自省の努力を始めようとする場合には、援助の労を惜しむべきでない。我々に求められているのは、外国語学部教授会が勇気をもって自らを見つめ直し率直に誤謬を認め教授会を公正なものに築き直すのに必要な、あらゆる励ましをおくることではあるまいか。

セクハラ被害にあって退学を余儀なくされた学生の学生生活は既に失われ、大学・学園に対する信頼は損なわれたままである（注）。また、責任追及を目的とせず、過ちを繰り返さないために設けられた検討委員会であればこそ、関係者は保身に走ることなく率直に事実を明かしえたはずである。彼らがもたらした教訓を今後我々自身が真に生かしていくためには、ひとりひとりの教職員が学生の無念と関係教職員の過ちの両方を自らのものとして引き受ける覚悟が必要だ。今後を引き続き注視したい。

最後になったが、検討実務にあたった委員の努力と誠意、検証を実現させた関係者の決断に、深い敬意を捧げたい。また、検証に協力し事実を率直に述べた関係者に感謝申し上げる。

注：検討委員会関係者の尽力により、セクハラ被害によって退学を余儀なくされた外国語学部の元学生に対しては、学園・大学としてこの間の経緯・今後のとりくみ等に関する説明をさせていただくべく、ご家族に面会を申し込むこととなった。元学生のご家族には9月 25 日に申し込みをしたものの、現時点で応諾の回答は得られていないと伝えられている。被害者への説明責任を果たそうとする学園・大学としての姿勢が示されたのではあっても、事件発生から4年以上を経たの申し込みが被害者とそのご家族によって拒まれるのはいかんともしがたく、説明の機会も信頼回復の機会も永遠に失われることを甘受するほかない。学園・大学の適切な対応が遅きに失したことは、悔やんでも悔やみ切れない。

（書記局）

＊ 本紙は大学組合 web サイト <http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/> にも掲載しています。
併せてご利用ください。